

令和2年度

東近江市農業委員会
第11回（2月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午前9時30分から午前11時40分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室
3. 出席委員 40人 欠席委員 0人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長 (会長)			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 空家に付属した農地の指定について
- 議案第5号 東近江市農用地利用集積計画(案)について
- 議案第6号 農用地利用配分計画(案)について

- 議案第7号 東近江農業振興地域整備計画の一部変更について
 (追加) 議案第8号 土地改良事業参加資格交替の申出について
 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
 報告第2号 2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について
 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
 報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	参事
主幹	主事

農業水産課

主幹	主事

6. 会議の内容

- 議長 ただ今から、令和2年度第11回、2月期の月例総会を開会します。
 現在の出席者数は40名であり、この総会は成立いたします。
 日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
 議席番号16番〇〇〇〇委員、17番〇〇〇〇委員を指名いたします。
- 議長 なお、委員各位への議案書送付後において、別紙議案第8号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として上程するよう事務局から申し入れがありました。このことについて、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、別紙、議案第8号、土地改良事業参加資格交替の申出についてを追加議案として上程させていただきたいことにつきまして、説明いたします。
 この議案につきましては、土地改良法に基づき、審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項及び第1条の5並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するかどうかを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以内の対応となるよう、以前より追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明が終わりました。

別紙、議案第8号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として審議することについて、何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。
(異議なし)

議 長 それでは、議案第8号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加上程することを認めます。

議 長 日程第2は、議事の上程であります。

議 長 最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地の権利を移転したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 今回、14件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。
契約の種類につきましては、売買が番号1から番号7、番号9、番号10、番号12から番号14です。贈与が番号8と番号11です。
なお、番号7の譲受人の取得後の耕作面積は42.29アールで下限面積に達しておりませんが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を8.97アール同時申請されており、合計しますと51.26アールで下限面積を上回ります。
また、番号8、番号9については、前回の月例総会で空き家に付属した農地と指定した案件であり、取得後の耕作面積が0.1アールを上回っており問題ありません。
他の案件も、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具について、番号8、番号9の譲受人は家庭菜園用のスコップや草刈り機を所有しています。他の案件の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、番号1、番号8、番号9の譲受人は世帯1人、番号2、番号3、番号6、番号11の譲受人は世帯2人、番号4、番号5、番号7、番号10、番号12、番号13の譲受人は世帯3人、番号14は世帯4人で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。
これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。
番号1から番号14について何かご意見はございますか。

28番 番号13についてですが、譲渡人の相続人で残りの10分の9の方はどうなされるのですか。問題はないのですか。

事務局 残りの10分の9については、相続放棄をされておきまして、現在は相続人がいない状態です。今後は財産管理人をたてて手続きをされる予定です。

議 長 普通は相続財産の登記の方がされるのですが、今後手続きをされるとのことです。よろしいですか。

28番 分かりました。

議 長 他に何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは、議案第1号につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 それでは、番号1についてご説明いたします。
本件は、布施町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積2,632平方メートルの内121.96平方メートルの土地について、住宅敷地として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件については、平成5年8月に農地転用許可を受け、隣地に農家住宅を建設した際に、今回の申請地も一緒に造成し、住宅敷地として利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、平成5年8月に農地転用許可を受け隣地に農家住宅を建設しましたが、新たに敷地内に物置を建設

するに際し、改めて敷地内の測量をした結果、当該申請地まで造成し住宅敷地としていたことが判明したため、今回の是正申請に至ったものです。

顛末案件のため、造成等の工事は行わず、雨水については、敷地内の既設側溝へ放流されます。

申請地は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できますが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。

本件は、外町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地3筆、合計面積229.53平方メートルの土地について、農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、外町で畳屋を営んでおり、自宅敷地にある倉庫に畳に関する資材と農業用機械を保管しておりますが、手狭であることから、新たに農業用倉庫の建設を計画された結果、自身が耕作する農地に近く便利であることから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、トラクターやコンバインなどの農業機械を保管される計画です。

土地の造成計画につきましては、20センチメートル盛土をされた後、転圧仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、宅地化が見込まれる区域内にある農地で、団地規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断できますが、農業用施設であることから、例外的に許可し得るものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件は、北菩提寺町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積2,552平方メートルの内464平方メートルの土地について、貸洗車場、精米機設置及び駐車場、物置として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、申請地の一部を平成18年7月に農振除外を行った後、農地転用の許可を受けずに造成し、申請人が代表を務める運送会社の洗車場並びに精米機及び物置を設置し利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、北菩提寺町で運送業を営んでおりますが、保有車両の増加に伴い敷地が不足してきたことから敷地の拡大を検討された結果、道路の向かいにあり利便性が良いこと、また精米機の設置場所の駐車スペースが狭い上、隣接する田との段差が大きいため転落等の危険があることから駐車場として利用するため当該申請地を選定されました。土地の造成計画につきましては、すでに造成済の箇所は現状のまま利用し、新たに造成する部分は、隣接する道路高まで盛土をされ碎石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透と道路側溝への放流にて処理されます。

申請地は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農

地と判断できますが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。
また、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
以上 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

28番 2月5日に〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました。
現地で説明いただきました地区担当農業委員さんにお礼申し上げます。
それでは、結果を報告します。

番号1の住宅敷地ですが、今回、物置を建築するにあたり、以前に転用許可を得て建てられた農家住宅について、住宅敷地を再測された結果、許可面積と実面積に差異があることが判明した顛末案件です。今日まで住宅敷地として、利用されておりますし、周辺の営農活動に問題もないことから、止むを得ないと判断いたします。

番号2の農業用倉庫ですが、申請地に隣接して集落の住宅等が並んでいます。
申請地は形が悪く面積の小さな農地であり、営農活動に支障となることもないことから許可相当と判断します。

番号3の貸洗車場、精米機場及び駐車場、物置ですが、過去に農振除外をされているものの、転用許可を受けずに洗車場や精米機場に使用されている顛末案件です。隣接する農舎は申請者のもので、過去に2アール未満の農業用として転用届が出ています。今回は、既存の洗車場業や務用の駐車場等の拡張であり止むを得ないと判断します。
以上、調査報告とします。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、審議に入ります。

番号1について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、番号2について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、番号3について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第2号につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 それでは、番号1についてご説明いたします。
本件は、名古屋市に居住する者が、神郷町地先の農地1筆、面積76平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件については、譲渡人の先代の頃から宅地として利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は隣接地に実家があるため建物の管理等で月2回程度訪れる際に、自家用車の駐車場がなく、公民館の駐車場に駐車しております。しかし、離れた場所にあり不便であるため、住宅の隣であり利便性が良いことから当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、自動車4台分の駐車場として利用されます。顛末案件であることから土地の造成は行わず、現状のまま使用されます。雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は、宅地化が見込まれる区域内にある農地で、団地規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断できますが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、例外的に許可できるものです。
また、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。

本件は、小倉町に居住する者が、同町地先の農地4筆、合計面積198平方メートルの土地を売買により取得し、貸駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人が代表を務める法人は、小倉町内にて障がい者施設、高齢者施設及び農家レストランを展開するあいとうふくしモールを営んでいますが、年々利用者が増加する中、駐車場が手狭となっており、法人の事業場所に近く利便性がよく、所有者との話もまとまったことから、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、従業員用8台の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を15センチメートル鋤取った後、碎石10センチメートル仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透処理されます。

申請地は、宅地化が見込まれる区域内にある農地で、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3と番号7については、関連がございますので一括してご説明いたします。まず番号3は、上中野町に所在を置き建築資材の製造及び運送業を営む法人が、上羽田町地先の農地1筆、面積505平方メートルの内441.90平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、太陽光発電施設として利用するために転用の申請があったものです。

続いて番号7は、隣接する農地1筆、面積26平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、太陽光発電施設工事用進入路として利用するために一時転用の申請があったものです。なお、一時転用の期間は、許可日から令和3年3月19日までの予定です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人である法人は、本業である建築資材の製造及び運送業のほかに、会社経営を安定させるため太陽光発電施設の設置を進めております。今回、新たに太陽光発電施設の設置を数箇所を検討された結果、所有者との話がまとまったのは、当該申請地のみであり、設置可能な土地が他になかったためとしています。

土地の利用計画につきましては、長さ167.5センチメートル、幅99.2センチメートルの太陽光パネルを118枚設置し、総出力は38.35キロワットになります。また、周囲にはフェンスを設置されます。

土地の造成計画につきましては、太陽光発電施設の地盤は、切土や盛土は行わず、転圧のみで仕上げる計画です。進入路部分は、現状地盤のまま利用されず。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、宅地化が見込まれる区域内にある農地で、団地規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断できますが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件は、池田町で自動車販売修理業を営む法人が、同町地先の農地3筆、合計面積900平方メートルの土地を売買により取得し、資材車両置場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、隣接する国道421号を整備する際に、隣接している申請地の一部を造成してもらい利用していたとする状況報告書が提出されております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在隣接地で自動車販売修理業を営んでおりますが、取引先の増加により車両の保管場所が手狭となったことから、新たな敷地の確保を検討した結果、現在の敷地に隣接しており利便性が良いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、中古車及び預かり車両15台分の保管場所として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、地盤改良を行った後、隣接する国道の高さま

で盛土をし、砕石仕上げとする計画です。なお、申請地の中に里道が存在することから、市の管理課へ譲与手続き中であり、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、宅地化が見込まれる区域内にある農地で、団地規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断できますが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものことから、例外的に許可し得るものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。

本件は、甲津畑町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積343平方メートルの土地を売買により取得し、農業用倉庫及び農作業場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、譲渡人の父が昭和50年頃に農地法の許可を受けずに農業用倉庫を建築し、農機具置き場として利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、既に農業用倉庫を所有しておりますが、手狭であることから、新たに農業用倉庫の取得を計画された結果、自身が耕作する農地に近く便利であることから当該申請地を選定されました。なお、現在使用している農業用倉庫も継続して使用されます。

土地の利用計画につきましては、建築面積が154平方メートルの農業用倉庫と農作業場として利用される計画であります。

顛末案件のため、造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透と道路側溝への放流にて処理されます。

申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画で指定された用途であり、例外的に許可し得るものと考えます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6についてご説明いたします。

本件は、五個荘小幡町に居住する者が、大覚寺町地先の農地1筆、面積489平方メートルの土地を実家の両親との使用貸借により権利取得し、住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は、五個荘小幡町内の借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから、自らの住宅建設に実家の隣で利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が124.80平方メートルの住宅建設と自家用車2台、来客者用2台の駐車場として利用される計画であります。

また、敷地への進入路は実家の両親の敷地一部を専用道路として利用されます。土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取り、造成後は転圧仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に側溝を設け、実家が所有するため池に放流されます。

申請地は、宅地化が見込まれる区域内にある農地で、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断できます。

番号6の住宅ですが、両親の実家に隣接して住宅を建設するために使用貸借にて申請されたものです。敷地の雨水排水は親所有の池に放流されるものです。周辺に及ぼす影響はなく許可相当と判断します。
以上、調査報告とします。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、審議に入ります。

議 長 それでは、番号1について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、番号2について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、番号3及び番号7について、何かご意見はございますか。

1 4 番 番号7の工事用進入路の一時転用についてですが、目的である太陽光発電施設の設置後、一時転用地は元に戻されるのですね。

事務局 その通りです。転用工事完了後、元どおりにして所有者に返されます。

1 4 番 一時転用ですので、仮に造成したり鉄板等が敷かれてあれば、撤去して元どおり復元するということですね。分かりました。

議 長 他に意見はございますか。

2 3 番 番号3の太陽光発電について、代替地がないため止むを得ないとの説明でしたが、貸人本人が太陽光発電をしたいが、場所がここしかないの、自身の所有地を貸されるのは仕方ないと思いますが、借人の業者が発電を設置するのにここしかないとの代替性の理由が止むを得ないのですか。説明をお願いします。

事務局 借人が太陽光発電の設置主体となりますので、借人側が申請地を選定されています。

2 3 番 借人の事業者が業者であれば、代替地は探せばあると思うのですが、ここしかないとの理屈は可笑しくないですか。個人がされるのであれば自身の土地に限られますので理解できますが、業者なら適地を選定するのに代替地がないとの理由で申請されるのはどうかと思います。

事務局 申請者が個人か業者かを問わず、幾つかの候補地における代替性について、理由を明確にするよう指導しており、その理由も許可の判断としています。

4 番 現地で所有者とお話をさせていただきましたが、貸人はその息子さんとも協議をされ、今後の畑としての利用も難しいことから、太陽光発電で有効活用をされるものです。

議 長 ○○委員の仰ることは、借人である業者が適切な場所を選定され、貸人にも土地活用するのに最適であるとの双方の思いが合致したことが、相当の理由であるということだと理解いたします。

議 長 それでは、他に意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは、番号4について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、番号5について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、番号6について、何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは、議案第3号の採決に移ります。
承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「空家に付属した農地の指定について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。
議案第4号、東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第7条の規定に基づき、番号1のとおり申請があったので、空家に付属した農地として指定することに意見を求めるものです。

本案件は、すでに東近江市空き家バンクへは登録済みで、農地の状況は現時点では遊休農地ではありませんが、今後遊休化が見込まれる農地です。
農地の指定申請理由につきましては、申請人は遠方に居住しており、宅地と農地について管理することができないとの相談から、空き家バンクにおいて手続きを進めてこられました。
東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第4条に基づき審査したところ、指定相当と判断し、空家に付属した農地に限定した別段面積に指定いたします。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、審議に入ります。本案につきまして何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第5号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。

また、本議案につきましては、関係者に〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第5号、東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は2月26日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は8件、11筆、18,649平方メートル、利用権設定は140件、263筆、475,593平方メートルです。設定を受ける認定農業者は32名で407,682平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は82パーセントです。

まず、議案の1ページから6ページが所有権移転で、7ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は蛇溝町の1筆であり、〇〇〇万円を対価として売買により、令和3年3月10日に所有権が移転され、移転をする者は蛇溝町に居住する者で、移転を受ける者は布施町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2と番号3の所有権を移転する農地は外町の2筆であり、2筆で〇〇万〇〇〇〇円を対価として売買により、令和3年3月10日に所有権が移転され、移転をする者は外町と名古屋市に居住する者で、移転を受ける者は外町に居住する認定農業者となっております。

3ページの番号4の所有権を移転する農地は市原野町の1筆であり、贈与により、令和3年3月10日に所有権が移転されます。
遺言書により、当該農地を農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇営農組合に遺贈し、遺言執行者として〇〇〇〇司法書士を指定することが記されておりました。農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇営農組合は遺贈を承認され、〇〇〇〇司法書士も遺言執行者となることを承諾されました。
移転を受ける者は市原野町の認定農業者となっております。

4ページの番号5と番号6の所有権を移転する農地は中戸町と妙法寺町の4筆であり、4筆で〇〇〇万〇〇〇〇円を対価として売買により、令和3年3月10日に所有権が移転され、移転をする者は中戸町と妙法寺町に居住する者で、移転を受ける者は曾根町の認定農業者となっております。

5ページの番号7の所有権を移転する農地は乙女浜町の1筆であり、〇万円を対価として売買により、令和3年3月10日に所有権が移転され、移転をする

者は札幌市に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する認定農業者となっております。

6 ページの番号 8 の所有権を移転する農地は栗見新田町の 2 筆であり、〇〇〇万〇〇〇〇円を対価として売買により、令和 3 年 3 月 1 0 日に所有権が移転され、移転をする者は守山市に居住する者で、移転を受ける者は栗見新田町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、7 ページから 5 3 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

そして、5 3 ページの次のページには、中間管理機構事業分として利用権設定の議案を上程しております。

それでは、中間管理事業に伴う利用集積計画（案）を説明させていただきます。所有者である貸し手から農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸付される為の利用権の設定です。

農地中間管理事業に伴う集積計画（案）につきましては、設定を受ける者である借受人は、滋賀県農林漁業担い手育成基金となり、農用地利用集積計画については令和 3 年 2 月 2 6 日の公告を予定しております。公告によって利用権が設定され、設定期間の始期日は令和 3 年 3 月 1 日からとなります。

議案の 1 ページ目から 2 5 ページ目までが利用権設定の議案になっております。以上が補足説明です。

以上が補足説明です。本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。どうぞよろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ここで審議に入ります前に、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員には、退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員退席・退室)

議 長 それでは、審議に入ります。本案につきまして何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願ひます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の入室、着席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員入室・着席)

議長 次に、議案第6号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。
また、本議案につきましては、関係者に〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。事務局の説明を求めます。

主事 議案第6号、農用地利用配分計画（案）を説明させていただきます。
中間管理事業の推進に関する法律により、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農用地利用配分計画（案）を作成し、農業委員会の意見を聴くこととなっております。
農地中間管理機構からの委託を受けて市やJAが窓口となり、9月から11月にかけて貸し手からの申し出される農地の受付と借手の募集を行い、その後農地中間管理機構と連携して貸し手と借り手のマッチングを行い、12月4日に開催された利用調整会議を経て、農用地利用配分計画（案）を作成したものです。
先の議案で決定いただきました滋賀県農林漁業担い手育成基金と利用権設定された農地について、機構がマッチングを行い、借受希望のあった法人、認定農業者などの担い手へ貸付を行うものとなっております。
配分計画の契約開始日は令和3年3月24日からとなっており、県の公告予定日は3月23日となっております。

農用地利用計画配分（案）についての説明は以上ですが、本日、この計画（案）に対するご意見をお伺いした後、滋賀県農林漁業担い手育成基金がこの計画（案）を県に提出され、知事の認可、公告という流れとなります。
どうぞよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ここで審議に入ります前に、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員には、退席をお願いします。
(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、
〇〇委員退席・退室)

議長 それでは、審議に入ります。本案につきまして何かご意見はございますか。
(異議なし)

議長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の入室、着席をお願いします。
(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、
〇〇委員入室・着席)

議長 次に、議案第7号「東近江農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第7号、東近江市農振興地域整備計画の一部変更について、別冊「東近江農業振興地整備計画書協議資料」をご覧ください。
農林水産課鎌倉主幹から箇所ごとの説明後、私の方から、農地転用の許可見込みと意見を説明しますのでよろしくお願ひします。

主幹 議案第7号について、令和2年10月に申出がありました東近江農業振興地域整備計画の一部変更についてを説明させていただきます。

1件目について説明いたします。

申出人は、〇〇〇〇土地改良区で、現在、経営体育成基盤整備事業による尻無北部工区の土地改良事業による非農用地設定のために除外申請をするものです。申出地は、尻無町字東畑〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の一部で、登記地目、現況地目とも田で、除外面積は、500平方メートルです。

換地による用途は、農家住宅と駐車場となっています。

土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の土地改良事業の実施の地区です。現在、経営体育成基盤整備事業尻無北部工区、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野1期地区が事業実施中となっています。

なお、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書については、問題ありませんでした。

事務局 当該農地は、特定土地改良事業等が施行された区域内にある良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されます。

転用につきましては、土地改良事業の非農地域での用途に定められたものは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もなく、よって転用許可見込みはあることから農振除外は止むを得ないと判断します。

主幹 続いて、2件目について説明いたします。

申出人は、〇〇〇〇土地改良区です。申出地は、平成17年1月31日付で完了公告がされた土地改良事業実施済の区域ですが、一部、土地改良事業による非農用地設定の手続がされていない土地があったため、今回除外申請をするものです。

申出地は、柴原南町、下二俣町、尻無町地先の10箇所となっており、登記地目は雑種地、畑、田、宅地、現況地目は雑種地、畑、田、宅地で、除外面積は、2,488.8平方メートルです。

換地による用途は、農機具格納庫、記念碑用地、宅地、公園、農舎、駐車場となっています。

土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区、平成17年県営ほ場整備事業玉緒中部地区の実施の地区です。

現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野1期地区が事業実施中となっています。

なお、地元土地改良区等の意見については、問題はありませんでした。

事務局 当該農地は、特定土地改良事業等が施行された区域内にある良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されます。
転用につきましては、土地改良事業の非農地域での用途に定められたものは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もなく、よって転用許可見込みはあることから農振除外は止むを得ないと判断します。

主 幹 続いて、3件目について説明いたします。
申出人は、〇〇〇〇で、現在「菓子・食品・玩具等の卸売と小売業」を営まれています。
申出地は、東今崎町字沖野〇〇〇番の一部で、昭和48年に農地法第5条第1項の許可を得て、商品倉庫敷地として利用されています。今回、事業を拡大するため、当該地に店舗を建築し、既存倉庫と一体的に土地利用をする計画とのこと。
なお、既存倉庫及び敷地は、建築基準法、都市計画法の許可を得ています。
申出地の登記地目、田、現況地目宅地で、除外面積は426平方メートルです。
土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施地区です。
現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野1期地区が事業実施中となっています。
なお、地元土地改良区等の意見書については問題ありませんでした。

事務局 昭和48年11月28日に転用許可済みで農地法には該当しません。よって、農振除外は止むを得ないと判断します。

主 幹 続いて、4件目について説明いたします。
申出人は、〇〇〇〇〇〇自治会です。
申出地は、五個荘平阪町字川掛〇〇〇番外3筆で、登記地目は畑、現況地目は雑種地です。
現在、〇〇〇〇〇〇自治会には、住民が集える広場や避難場所がなく、各種行事は神社御旅所を借用して行っており、手狭であり住民の安全を確保できないため、各種行事に必要な面積を確保できる当該地を自治会の多目的広場とするものです。除外面積は、1,389平方メートルです。
土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区実施の地区です。
現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野1期地区が事業実施中となっています。
なお、地元土地改良区等の意見書については問題ありませんでした。

事務局 当該農地は、特定土地改良事業等が施行された区域内にある良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されます。
転用につきましては、住宅その他申請に係る土地の周辺において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への

申出地は、池庄町字野神〇〇〇〇番、登記地目、現況地目とも田です。
現在、産業廃棄物収集運搬業、リサイクル業、小売店の3つの事業を営んでいる申出人が事業拡大により既存店舗では手狭となるため、近隣地に移転するものです。また、運搬業、リサイクル業で分散している作業場、倉庫、駐車場を集約し、一体的に利用することで事業の効率化を図るものです。除外面積は、3,512平方メートルです。
土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施の地区です。
現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野1期地区が事業実施中となっています。
なお、地元土地改良区等の意見書については問題ありませんでした。

事務局 当該農地は、特定土地改良事業等が施行された区域内にある良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されます。
転用につきましては、住宅その他申請に係る土地の周辺において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もなく、よって転用許可見込みはあることから農振除外は止むを得ないと判断します。

主 幹 続いて、10件目について説明いたします。申出人は、〇〇〇〇〇です。申出地は、上岸本町字南出〇〇〇〇番〇の一部で、登記地目、現況地目とも田です。
現在、市内のアパートに居住している申出者が、実家の敷地内にある住宅用倉庫を解体し、住宅を建築されていますが、既存の敷地には増える自家用車を置く場所がなく、住宅用倉庫も移設する場所がないため、隣接する当該地に住宅用倉庫と駐車場を設置するものです。除外面積は、265.45平方メートルです。
土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施の地区です。
現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野1期地区が事業実施中となっています。
なお、地元土地改良区等の意見書については問題ありませんでした。

事務局 当該農地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団で、生産性の低い第2種農地と判断されます。
転用につきましては、住宅その他申請に係る土地の周辺において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もなく、よって転用許可見込みはあることから農振除外は止むを得ないと判断します。

主 幹 続いて、11件目について説明いたします。申出人は、〇〇〇〇〇です。申出地は、上岸本町字南出〇〇〇番〇の一部で 登記地目、現況地目とも田です。一つ前で説明させていただいた案件と同じ筆で、南側になります。
現在、実家で同居している申出人が新たに世帯を持つことになり、既存の住宅では手狭となることから、将来家族が増えることにも備え、新居で離れが必要

となったものです。また、建築用途から既存敷地と一体的に利用する必要があり、不足する駐車場を含めて整備する計画です。除外面積は、300.68平方メートルです。

土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施の地区です。

現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野1期地区が事業実施中となっています。

なお、地元土地改良区等の意見書については問題ありませんでした。

事務局 当該農地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団で、生産性の低い第2種農地と判断されます。

転用につきましては、住宅その他申請に係る土地の周辺において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もなく、よって転用許可見込みはあることから農振除外は止むを得ないと判断します。

主 幹 続いて、12件目について説明いたします。申出人は、〇〇〇〇です。申出地は、湯屋町字表〇〇〇番の一部で 登記地目、現況地目とも田です。

現在、市内のアパートで生活しているが、妻の父から農業を手伝ってほしいと話があり、同居するには既存の住宅は手狭であり、農業後継者として生活をするため、妻の実家隣接地で住宅が必要となったものです。除外面積は、260.19平方メートルです。

土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区、団体営ほ場整備事業 湖東地区の実施の地区です。

現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野1期地区が事業実施中となっています。

なお、地元土地改良区等の意見書については問題ありませんでした。

事務局 当該農地は、特定土地改良事業等が施行された区域内にある良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されます。

転用につきましては、住宅その他申請に係る土地の周辺において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もなく、よって転用許可見込みはあることから農振除外は止むを得ないと判断します。

主 幹 続いて、13件目について説明いたします。申出人は、〇〇〇〇です。申出地は、百済寺本町字上白〇〇〇〇番で登記地目、現況地目とも田です。

現在、自宅兼事務所で造園業を営んでいる申出人が、既存借地の資材置場を返却することになり、代替地が必要となったもの。また、重機や資材等の管理の安全性及び資材見本の確認など来客の対応にも適している土地であり、既存敷地の拡大となり事業の効率化を図るものです。

除外面積は、517平方メートルです。

土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県

営かんがい排水事業愛知川地区、団体営ほ場整備事業 愛東中部百済寺本町工区の実施地区です。

現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野 1 期地区が事業実施中となっています。

なお、地元土地改良区等の意見書については問題ありませんでした。

事務局 当該農地は、特定土地改良事業等が施行された区域内にある良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されます。
転用につきましては、住宅その他申請に係る土地の周辺において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もなく、よって転用許可見込みはあることから農振除外は止むを得ないと判断します。

主 幹 続いて、1 4 件目について説明いたします。申出人は、株式会社〇〇〇〇です。申出地は、中小路町字川原口〇〇〇番〇〇外 1 4 筆で、登記地目、現況地目とも田です。
現在、運送業及び倉庫業を営んでいる申出者が、倉庫業の需要が増加したため、事業拡大が必要となったものです。また、既存敷地の拡大による事業の効率化が図れ、農業振興に影響が少ないと思われる当該地に物流倉庫を整備するものです。除外面積は、6, 3 7 6. 6 2 平方メートルです。
土地改良事業は、未実施の土地です。
なお、地元農業組合等の意見書については問題ありませんでした。

事務局 当該農地は、農業公共投資の対象となっていない 1 0 ヘクタール未満の小集団で、生産性の低い第 2 種農地と判断されます。
転用につきましては、申請地以外の他の土地を供することにより、当該事業目的を達成することができないときは許可できること、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もなく、よって転用許可見込みはあることから農振除外は止むを得ないと判断します。

主 幹 続いて、1 5 件目について説明いたします。申出人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社です。申出地は、北菩提寺町字野瀬〇〇〇番外 1 3 筆で登記地目、現況地目とも田、用悪水路です。
現在、市内で花卉の生産・品質管理を行っている申出人が、既存敷地内の別施設拡張に伴い、移転する計画です。従業員の多くは市内在住であり、通勤圏内を超えない範囲で生産に必要な規模の土地を検討した結果、当該地となったもので、敷地には栽培等を行うために必要な施設だけの計画であり、申出人の農業の利便性を図る観点から止むを得ないと判断します。
用途変更の面積は、3 6, 0 8 2. 1 8 平方メートルです。
土地改良事業は、昭和 5 9 年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成 1 6 年県営かんがい排水事業愛知川地区、県営ほ場整備事業湖東菩提寺工区の実施地区です。
現在、国営かんがい排水事業湖東平野地区、県営土地改良事業湖東平野 1 期地区が事業実施中となっています。
なお、地元土地改良区等の意見書については問題ありませんでした。

- 事務局 当該農地は、農用地区域内にあり、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内農地です。
転用につきましては、一部43条第1項の規定による届出案件であり、一般基準においても転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障もないことから、意見なしとします。
- 以上のことから、事務局の意見案としましては、番号1から番号14までは、除外は止むを得ないとし、番号15は、意見なしとします。
- これで議案及び委員会意見についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。本案につきまして何かご意見はございますか。
- 12番 確認をさせてもらいたいのですが、今回の農振除外は農地法第5条の転用申請がされて後追いで除外を行うと言うことですか。一般的には除外申請で青地から白地に変更してから転用申請されて許可を得るのが事務的な手続の流れだと思うのですが、他にも除外申し出の案件があって、今回はその内の5条申請があったところを農振の一部変更されるのですか。その他にも除外申し出があって、今回は案件に上がらないものがあるのかどうかそのところがよく分からないので、確認させていただきます。
- 議長 1番から15番までの全体的な話で説明してください。
- 事務局 手続の流れについては、農振除外後の転用申請となります。相談を受ける段階で、転用見込みの有無などを説明指導しておいます。転用見込みのあるものに関して、農振除外申し出があった分が今回の農振一部変更として案件に上がっています。除外申し出について話があれば次回の春の機会になりますので、今回は他にありません。
- 12番 正式な手続きができておらず、青地だったこともあり転用ができなかったことが地域でもありました。農振除外ができないと農地転用の受付もできないとなると、太陽光発電のように農地以外の土地活用を図りたくても困難になり、農地としての保全管理状態が続くことになります。集落居住地に隣接した住宅のように、営農に支障がなければ今回のように除外申請を経て、手続きさえ踏めば可能だとの認識で良いでしょうか。
- 主幹 太陽光発電施設は、県下の農振農用地区域ではできません。ガイドラインに基づき基本的にできません。白地である農振農用地の区域外であれば可能です。
- 12番 太陽光発電だけに限らず、転用計画があるから農振除外するみたいな感じに思えます。農振計画と言う大枠が上位にあって、この計画に基づくものが本来だと思うのですが、転用申請ありきの農振除外が可能なのですか。
- 事務局 転用見込みのないものは、農振除外はできないとの認識で良いと思います。

- 23番 5年に一度の見直しがありますね。一年に2回の除外変更がありますね。そのことを説明していただくと分かりやすいと思います。
- 主 幹 今期からの新たな委員さんには、最初の説明会でお話ししましたが、理解しにくいと思いますので、改めて農振手続きの説明をいたします。
農振除外については、4月と10月の各1月で年2回の申し出期間があります。今回は昨年10月の受付分15件を提出させていただいたものです。これらは一般除外にあたりまして、規模は集落周辺のしみ出し程度で、白地に隣接した青地と言われる農振農用地区域の一部です。5年に一度の見直しについては、平成31年度の昨年2月に、旧市町時代の農業振興地域整備計画を一本化しました。その時の見直しでは、山林化し完全に耕作できないような農地や都市計画との調整で市街化調整区域から市街化区域に編入された農地などは区域から除外しています。農振は台帳管理しているものでなく、図面管理していますので、現地と不整合の箇所などは調整しながら適宜見直しています。
- 23番 農家住宅については、簡単にできるようになったので、利用していただきたいと言われるが、それは毎月申請できるのですか。それとも、今回案件の10番と11番でも住宅がありますが、4月、10月しかできないのですか。
- 主 幹 都市計画法に基づく開発許可基準の規定によるものだと思いますが、農家住宅であっても、青地の場合は農振除外の手続きが必要です。
- 28番 農家住宅と一般住宅の違いはあります。自己用戸建専用住宅の場合は青地には建てられないのですか。農家住宅や農業用倉庫等は、農振農用地でも建てられますよね。農家住宅には農業経営者やその後継者と言う証明が必要なのですね。事務局の説明をお願いします。
- 主 幹 農家住宅も自己用戸建専用住宅も農振法上は一般住宅であって、違いはありません。年2回行う農振除外の手続きを経て、青地に建てることは可能です。除外後における造成と住宅建設前に都市計画法に基づく開発許可の手続きで、農家住宅と自己用戸建専用住宅に違いがあります。農家住宅は開発許可申請はいりませんが、農業者証明の添付が必要です。自己用戸建専用住宅の場合は、開発許可申請が必要となります。特に市街化調整区域においては、都市計画上の手続きが必要になります。そう言うことで、農家住宅の方が比較的簡単に手続きができます。ただし、どちらも転用許可は必要です。農業用倉庫の場合は、農業振興に資する施設であり、農振除外をせずに済みますが、規模により転用許可または届出が必要になります。
- 議 長 農振法や農地法について、難しく学習も必要ですので、今後も委員会で整理しながら研鑽を積んでいきたいと考えます。他に意見はございますか。
- 19番 1番と2番ですが、土地改良事業による非農用地設定とありますが、土地改良事業をされる時に除外申請して決定されてあったものではないのですか。それから15番の件ですが、農用地から農業用施設用地に変わりますが、何か支障になるようなことはないのですか。

主 幹 1番は、本来、土地改良事業の換地処分計画で他とまとめて設定がされていないといけなかったのですが、調べましたところ、土地改良区の申請からその部分が抜け落ちていたものです。後追いであり、なかなか認めてもらえませんが、市と県が協議して今回申請されるに至ったものです。15番ですが、農用地から農業用施設用地として用途が変わるだけで、農振法に規定する施設であり支障はなく、青地のままでも設置できますので、公告だけと言う手続きになります。

議 長 他に意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第8号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号、土地改良事業参加資格交替の申出について、説明いたします。土地改良事業に参加する資格は、所有権に基づき耕作する者、または、農地を借り受けて耕作する者となっています。しかし、農地を借り受けて耕作する場合でも、土地改良法第3条第2項に基づき、農業委員会に対し、所有者及び耕作者が合意によって土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨申出があり、これを農業委員会が承認することにより資格が交替することができるとなっています。このことから、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出があり、これに対し承認することについて意見を求めるものであります。

今回の申出に係る土地改良事業につきましては、県営によるかんがい排水事業能登川地区で、工期は平成30年度から令和5年度、受益面積は949.9ヘクタール、事業内容は揚水機・ポンプ設備・電気設備・建屋の整備、事業費15億円で実施する計画です。

今回の申出件数は150件で、その理由につきましては、今回、受益面積と事業費等の事業変更計画を行うにあたり申出があったもので、土地改良事業の参加資格者は本来、耕作者にありますが、土地改良事業に係る賦課金及び事業完了後における維持・管理費用については耕作者でなく土地所有者が負担することで双方が同意されています。

また、賦課金については、土地改良区を適切に管理・運営していく上で重要な資金であり、負担する事となる土地所有者は組合員として土地改良区の運営を見守る必要があることから資格の交代を申し出されたものであります。

以上のことから、現資格者である耕作者から、新資格者である所有者に事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、申出を承認することは相当と判断します。

以上よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、審議に入ります。本案につきまして何かご意見はございますか。
(異議なし)

議長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第4号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第4号まで、一括して報告させていただきます。
まず、議案書13ページをご覧ください。
報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について、番号1の昭和町の分譲住宅敷地及び番号2の中小路町の長屋住宅の案件です。いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

事務局 次に、議案書14ページをご覧ください。
報告第2号、2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について、番号1の農業用倉庫への転用届出がありました。届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により受理しております。

事務局 次に、議案書15ページから18ページをご覧ください。
報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、番号1から番号21につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、全てが「無」となっています。いずれも、届出をされた者への受理通知につきましては、事務局長の専決により交付しております。

事務局 次に、議案書19ページから25ページをご覧ください。
報告第4号、農地の貸借権の合意解約の報告について説明します。
貸借権の合意解約につきましては、19ページの番号1から23ページの番号28までです。
続いて、使用貸借の合意解約につきましては、24ページの番号1から25ページの番号8までです。
なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

事務局 以上、報告第1号から報告第4号の報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。
ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

議 長 特にないようですので、これで「報告事項」を終わります。

議 長 以上で本日の議事及び報告案件はすべて終了致しました。
これをもって令和2年度、第11回、2月期の月例総会を終了致します。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○○ ○○

16番 ○○ ○○

17番 ○○ ○○